

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長及び拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の改修工事（耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修）</p> <p>・ 特例措置の内容 ＜現行制度の概要＞ 一定の改修工事（耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修）を行った場合、以下のとおり固定資産税額を軽減する。</p> <p>耐震改修：H22～H24の工事 翌2年度1/2軽減（適用期限 H27.12.31） バリアフリー改修・省エネ改修：翌年度1/3軽減（適用期限 H25.3.31）</p> <p>＜要望内容＞</p> <p>①耐震改修に係る特例の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事翌年から3年間、税額の1/2を軽減する <p>②省エネ・バリアフリー改修の適用期限の3年延長</p> <p>③耐震・省エネ・バリアフリー改修について、申請手続の運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書（耐震・省エネ）の発行主体に、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人を追加する。 ・ 証明書（耐震・省エネ）の添付の代わりに、リフォーム瑕疵保険の保険証書の添付でも申請できるようにする。 ・ 用語の容易化等の証明書様式の見直しを行う。 <p>（工事費要件の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる工事費要件を見直し、30万円以上から50万円超とする。 		
関係条文	〔 地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条 〕		
減収見込額	（初年度） － （ ▲259 ） （平年度） － （ ▲259 ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われ、持続的な有効活用を図ることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を目指す。また、地球温暖化対策や省エネルギー化・省資源化に対する要請が年々高まっている中、良質な住宅ストックの循環利用を図り、低炭素・循環型の持続可能な社会を実現する。</p> <p>（2）施策の必要性 我が国の住宅ストックは、平成20年時点で世帯数（約5,000万世帯）を上回る約5,760万戸存在しており、量的には充足していると言える。環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中、今後は、「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行し、既存の住宅ストックを最大限に活用することが重要である。</p> <p>一方、我が国のリフォーム市場の規模は欧米諸国に比べて未だ小さいのが現状であり、「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」において、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大が重要な政策課題として掲げられているところである。</p> <p>既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、改修を促進することが、住宅ストックの</p>		

	<p>質の向上を図り、リフォーム市場を拡大していくために有効である。</p> <p>このため、本特例を、改修を行う者のニーズに合わせ適切な見直しを加えた上で延長・拡充し、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を誘導していくことが必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 「日本再生戦略」において、2020年までの目標として「中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増」、「省エネ改修の促進などに取り組み、省エネ、耐震性、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進を図る」、「中古住宅の省エネルギーフォームを現在の2倍程度にする」ことが位置付けられている。</p> <p>○ 「住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）」において、「新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平成20年度）→95%（平成32年度）」、「高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 37%（平成20年）→75%（平成32年）、うち、高度のバリアフリー化 9.5%（平成20年）→25%（平成32年）」、「既存住宅の省エネルギーフォームの促進等を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>○ 「中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月27日公表）」において、「断熱改修等のリフォームの促進による住宅ストックの省エネルギー性能の向上を図る」、「住宅の性能を向上させるリフォームの取組を促進するため、既存住宅の耐震化、省エネ化及びバリアフリー化の取組を助成制度・税制により支援する」ことが位置付けられている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け） （内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定））</p> <p>【政策】 9. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を2020年までに倍増する ・ 中古住宅の省エネルギーフォームを2020年までに現在の2倍程度にする ・ 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平成20年度）→95%（平成32年度） ・ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 37%（平成20年）→75%（平成32年） 高度のバリアフリー化 9.5%（平成20年）→25%（平成32年）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	バリアフリー改修・省エネ改修について3年間延長（平成25年度～平成27年度）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を2020年までに倍増する ・ 中古住宅の省エネルギーフォームを2020年までに現在の2倍程度にする ・ 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 約88%（平成27年度） ・ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 約59%（平成27年） 高度のバリアフリー化 約19%（平成27年） <p>※平成27年（度）の目標値は、平成20年（度）時点の実績値と平成32年（度）の目標値との差を按分し、平成27年（度）時点の数値として設定したもの</p>
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平成20年度） ・ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 37%（平成20年） 高度のバリアフリー化 9.5%（平成20年） 	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度 耐震：8,743件、バリアフリー：5,830件、省エネ：4,228件</p> <p>平成26年度 耐震：9,976件、バリアフリー：6,652件、省エネ：4,824件</p>

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震対策緊急促進事業（平成 25 年度要求額 150 億円） ・住宅・建築物安全ストック形成事業（平成 25 年度要求額 社会資本整備総合交付金の内数） ・環境・ストック活用推進事業（平成 25 年度要求額 219 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、既存住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を図る。
	要望の措置の妥当性	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくため、改修に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 22 年度 耐震：7,091 件、バリアフリー：4,729 件、省エネ：3,429 件 平成 21 年度 耐震：7,764 件、バリアフリー：3,928 件、省エネ：2,167 件 平成 20 年度 耐震：6,000 件、バリアフリー：5,014 件、省エネ：－ (総務省「固定資産の価格等の概要調書」より)
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	税負担軽減措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率を平成 23 年に 8 割以上にする ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率を平成 27 年に 75%に、うち、高度のバリアフリー化率を平成 27 年に 25%にする ・一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率を平成 27 年に 40%にする
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>政策目標の達成のためには、本特例を延長・拡充し、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。</p> <p>なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画の見直しに伴い、政策目標を修正することとした。</p>
これまでの要望経緯	<p>【耐震改修】平成 18 年度：創設</p> <p>【バリアフリー改修】平成 19 年度：創設、平成 22 年度：3 年延長</p> <p>【省エネ改修】平成 20 年度：創設、平成 22 年度：3 年延長</p>